

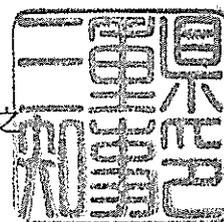
環生第17-509号

三重県環境審議会

三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)第2条第11号の規定に基づく指定施設(ばい煙)の見直しを含めた規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年3月1日

三重県知事 一見勝之



諮問理由

内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、産業界から国に対して大気汚染防止法（以下「法」という。）の規制対象となるボイラーの規模要件を「燃料の燃焼能力」のみによる規制にすべきと要望がなされました。これを受けて環境省は、学識経験者等で構成する検討会での審議を踏まえ、規制対象となるボイラーの規模要件について、これまでの「伝熱面積(熱を伝える部材の表面積が 10 m²以上)」及び「バーナーの燃料の燃焼能力 (50L/時以上)」から、「燃料の燃焼能力」のみの要件に変更することとし、令和3年9月29日に法施行令の改正を行い、令和4年10月1日から施行されることとなりました。

県では、公害の防止、環境への負荷低減等を図るため、三重県生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）において「指定施設」を定め、法で規制対象となっていない施設の規制を行っています。

条例及び規則では、法の規制対象とならない小規模なボイラーを「指定施設」とし、規制対象としています。今回の法施行令改正により、条例で定める規模要件を上回る施設が規制対象にならず、不整合が生じることから、条例における規制のあり方について、貴審議会に意見を求めるものです。

法施行令及び県条例規則との比較

ばい煙発生施設		指定施設（ばい煙）
法施行令（改正前）	法施行令（改正後）	規則
環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること	日本産業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定める算定方法により算定した伝熱面積が8平方メートル以上10平方メートル未満であつて、かつ、バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であること

【参考】 県条例で定める「指定施設」について
 県条例第2条第11号
 工場等に設置される施設のうち、ばい煙、炭化水素系物質、粉じん、汚水、騒音、振動又は悪臭物質を発生し、排出し、飛散させ、又は貯蔵する施設であつて規則で定めるものをいう。
 <規則で定める指定施設>
 ばい煙 ボイラー、金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉など、22種類の施設

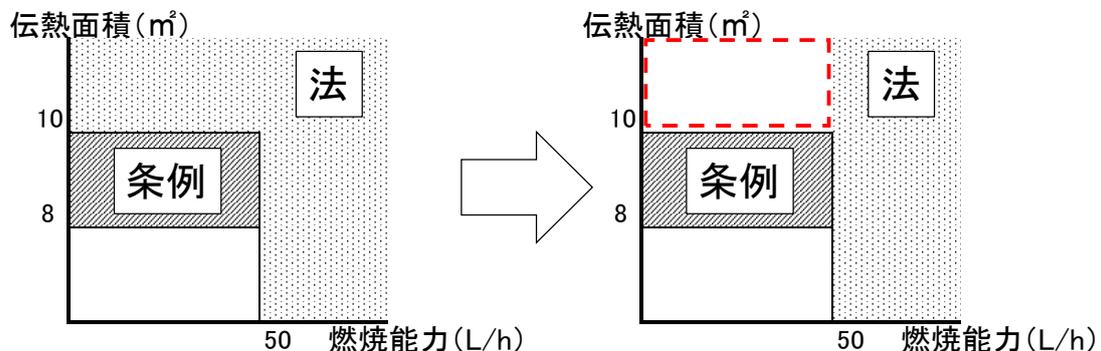


図 大気汚染防止法及び条例におけるボイラーの規制対象